

男鹿市規則第 4 号

男鹿市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市漁港管理条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 1 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（施設占用料又は土砂採取料等の減免又は分納） 第 5 条 （略） 2 条例第11条第 2 項において準用する条例第10条第 2 項の規定により土砂採取料等を減免し、又は分納させることができる場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第39条第 1 項の許可に係る行為が、漁港の利用を増進するものであって、かつ、営利を目的としないものである場合 (2)及び(3) （略）	（施設占用料又は土砂採取料等の減免又は分納） 第 5 条 （略） 2 条例第11条第 2 項において準用する条例第10条第 2 項の規定により土砂採取料等を減免し、又は分納させることができる場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第39条第 1 項の許可に係る行為が、漁港の利用を増進するものであって、かつ、営利を目的としないものである場合 (2)及び(3) （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

様式第 1 号から様式第 6 号まで及び様式第 8 号から様式第 1 3 号までの様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。